

悪質な移動販売にご用心！

「格安」「無料」をおとりにした手口

「『竿竹二本で千円』のアナウンスを聞いて業者を呼び止めたら、別の高価な竿を強引に買わされた」「『不要な家電品を無料で回収』と呼びかけていながら、高額なリサイクル料金を請求された」といった悪質な移動販売に関する相談が寄せられています。

移動販売は便利な反面、中には悪質な業者もいます。店舗がないため事業者の特定が難しく、代金を支払ってしまうと、返金などを求めることは困難です。



被害にあわないためには・・・

1. 移動販売業者に声をかけるのは慎重に。
2. 価格を確認し、条件が合わなければキッパリ断る。
3. 領収書等を受取り、その場で連絡先を確認する。

家庭から出る不要品の処分方法について、わからないことがあれば、区役所生活環境課などに相談しましょう。

商品及びサービスに係る契約等のご相談は・・・

福岡市消費生活センター

TEL:092-781-0999（相談コーナー直通）

※電話番号のかけ間違いにご注意ください

福岡市中央区舞鶴2-5-1 あいれふ 7階

☆市ホームページ <http://www.city.fukuoka.lg.jp/> から「消費生活・各種相談」をクリック！かわら版のバックナンバーが印刷できます。

コピーして、回覧・配布などにお使いください。